

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和4年6月16日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和4年6月16日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第11号 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定について

議案第12号 熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例の制定について

議案第13号 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 専決処分の報告及び承認について

議案第17号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和3年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 令和3年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第6号 令和3年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について

②人吉市青井地区における土地区画整理事業について

③球磨川水系に係る河川整備計画及び五木村振興等について(報告)

④「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋地の点検・調査結果(令和3年度)について

⑤都市計画法等改正に伴う集落内開発制度の運用について

出席委員(7人)

委員長 楠本千秋

副委員長 西村尚武

委員 井手順雄

委員 坂田孝志

委員 田代国広

委員 増永慎一郎

委員 本田雄三

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 亀崎直隆

総括審議員

兼政策審議監 浦田隆治

総括審議員

兼河川港湾局長 里村真吾

道路都市局長 宮島哲哉

建築住宅局長 小路永 守
監理課長 森 山 哲 也
用地対策課長 林 田 孝 二
土木技術管理課長 伊 東 貢
道路整備課長 森 裕
首席審議員
兼道路保全課長 緒 方 誠
都市計画課長 山 内 桂 王
下水環境課長 弓 削 真 也
河川課長 仲 田 裕一郎
港湾課長 倉 光 宏 一
砂防課長 松 田 龍 朋
建築課長 上 野 美恵子
営繕課長 折 田 義 浩
住宅課長 今 福 裕 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時58分開議

○楠本千秋委員長 それでは、ただいまから、第3回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、付託議案等の審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部の行政の動向について御報告申し上げます。

令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

球磨川水系の中期的な治水対策を定める河川整備計画につきましては、4月に原案を公表しました。

現在、河川法に基づき、関係住民の皆様から、パブリックコメントや公聴会でいただいた貴重な御意見について、計画案に反映させるよう、一つ一つ確認し、作業を進めております。

引き続き、緑の流域治水の考えの下、国と連携し、迅速かつ丁寧な計画を策定してまいります。

それでは、本定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案5件、報告関係7件でございます。

今回の補正予算につきましては、令和2年7月豪雨分として、人吉市青井地区の国道改良や土地区画整理事業に係る経費、道路や港湾整備事業などの国庫補助の増額に伴う経費など、67億3,400万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例案件3件、専決処分の報告・承認案件2件の計5件の御審議をお願いしております。

次に、報告案件につきましては、繰越関係6件、専決処分の報告1件の計7件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等についてなど、5件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、災害からの復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○楠本千秋委員長 引き続き関係課長から順次説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、参考資料、条例改正関係1冊、その他報告事項5件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和4年度6月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、国庫内示等に伴う事業費増に係る予算を計上しております。

上の表2段目、今回補正額は、表左から、一般会計の普通建設事業のうち、補助事業65億4,100万円余を、県単事業1億5,300万円、消費的経費4,000万円を計上しております。

特別会計等の計上はありません。

土木部の補正額合計は、右側合計欄のとおり、67億3,400万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

詳細は各課から説明いたしますが、今回の補正67億円余のうち63億円余は、人流、物流を支える道路ネットワークの構築や港湾の整備、道路の防災・減災対策、通学路の安全対策などの事業で、国庫内示増に伴い、増額をお願いしております。

国庫補助事業の国への要望につきましては、県の当初予算額をできるだけ確保できる

よう、近年の内示率を勘案して、国に要望しております。

この要望に対し、本年度は、例年を上回る約9割の内示をいただきました。これを最大限活用し、道路ネットワークや防災・減災対策を加速化させるため、今回、補正をお願いしているものです。

2ページをお願いいたします。

令和4年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計、特別会計等ごとに、各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳、最下段をお願いします。

国支出金33億2,900万円余、地方債25億1,700万円、その他1億6,400万円余、一般財源7億2,400万円余となっております。

以上が土木部の6月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上です。よろしく申し上げます。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の3ページをお願いします。

2段目の地域道路改築費でございますが、表左から4列目のとおり、40億9,200万余の増となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

国道325号ほか17か所、新八代停車場線ほか84か所について、迅速かつ円滑な人流、物流を確保するための渋滞対策や道路のリダンダンシーを確保し、災害に強い道路ネットワークの構築を加速化するため、国庫内示に伴い、40億7,100万円余の増額、また、令和2年7月豪雨分としまして、甚大な被害を受けた人吉市青井地区において、土地区画整理事業と併せて、国道445号の整備を行うものでございます。

この結果、道路整備課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、267億500万円余となります。

道路整備課は以上でございます。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の道路調査費でございますが、表左から4列目のとおり、4,000万円の増額補正を計上しております。

表右側、説明欄を御覧ください。

道路パトロールにAI技術を活用し、道路の維持管理の高度化、効率化に要する費用で、当初予算で単県道路維持修繕費の中で予算計上しておりましたが、このたび、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択を受け、今回補正予算として計上するものです。

4段目の道路施設保全改築費でございますが、表左から4列目のとおり、12億600万円余の増となります。

表右側、説明欄を御覧ください。

これは、内示増によるもので、国道389号ほか95か所となっております。内示増の内訳は、千葉県八街市の交通事故を受けて、通学路合同点検に基づいたカラー舗装等の交通安全対策を新規個別補助として創設したものによるもの及び防災・減災対策等を加速化することによるものでございます。

この結果、道路保全課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、162億2,600万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

5ページをお願いいたします。

上から2段目の土地区画整理事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1億

3,800万円余の増額補正を計上しております。

表右側の説明欄を御覧ください。

これは、令和2年7月豪雨分といたしまして、人吉市の青井被災市街地復興土地区画整理に係る用地の先行買収等に必要な経費を計上するものでございます。

この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、49億8,300万円余となります。

都市計画課は以上です。よろしくお願いたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

上から2段目の河川等災害関連事業費でございますが、左から4列目のとおり、5,200万円余の増額補正を計上しております。

これは、災害復旧事業と併せて行う補助改良復旧工事に要する経費で、令和2年に被災した公共土木施設の改良復旧に係る工事が不調、不落により工事契約に至らず、事故繰越を行うことができなかったため、今年度予算として再度計上するものでございます。

上から3段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、左から4列目のとおり、1億5,300万円の増額補正を計上しております。

これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する経費で、令和2年7月豪雨で被災しました箇所のうち、国が権限代行区間として復旧等を行う箇所における補修費の増加分の額を計上するものでございます。

以上、河川課の6月補正分の総額は、左から4列目最下段のとおり、2億500万円余の増加となり、6月補正後の予算総額は、5列目最下段のとおり、300億1,500万円余となります。

河川課は以上でございます。よろしくお願

いたします。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

資料7ページをお願いいたします。

2段目の海岸高潮対策事業費ですが、表左から4列目のとおり、2億8,900万円の増となっております。

表の右、説明欄を御覧ください。

これは、本渡港海岸ほか5港におきまして、背後の住宅地等を防護している護岸の補修や排水機場の機能強化に要する経費で、国庫内示に伴い計上するものでございます。

3段目の港湾補修事業費ですが、表左から4列目のとおり、7億5,500万円余の増となっております。

表右、説明欄を御覧ください。

これは、熊本港ほか2港におきまして、船舶の安全な航行を確保するためのしゅんせつやフェリーの乗降に利用する可動橋の補修、また水産物の荷揚げに使用される浮き棧橋の補修に要する経費で、国庫内示に伴い計上するものでございます。

この結果、港湾課の一般会計の補正後の予算総額は、最下段の左から5列目のとおり、68億6,500万円余となります。

港湾課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

資料8ページをお願いします。

2段目の砂防設備等緊急改築事業費でございますが、表左から4列目のとおり、700万円余の増となっております。

これは、説明欄のとおり、国の内示増に伴うものであり、白川、緑川圏域ほか3圏域における砂防設備の緊急改築に要する経費でございます。

6月補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、120億5,400万円余となります。

砂防課は以上です。よろしくお願いいたします。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

資料9ページをお願いいたします。

第11号議案の人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定についてでございます。

内容につきましては、17ページの概要により御説明いたします。

条例の制定につきましては、青井被災市街地復興土地区画整理事業の県施行に伴い、土地区画整理法第53条第1項の規定により、本土地区画整理事業の施行規程を条例で定めるものでございます。

具体的には、3、内容に列挙しておりますとおり、趣旨や事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称などの項目について定めるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第12号議案、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、20ページの概要により御説明いたします。

熊本駅周辺地域の鉄道を高架化する連続立体交差事業と新幹線建設事業においては、必要となった側道や下水道付け替えなどの関連事業について、両事業で費用負担しております。

新幹線建設事業につきましては、平成23年3月に九州新幹線が全線開業したことにより、その後に鉄道運輸機構が負担すべき費用を基金として造成し、関連事業を実施してまいりました。

このような中、本年3月、関連事業が終了したことに伴い、基金条例を廃止するものでございます。

施行の期日は、公布の日から施行することとしております。

都市計画課は以上です。よろしくお願いたします。

○上野建築課長 建築課でございます。

21ページをお願いいたします。

第13号議案の熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

22ページの概要により御説明いたします。

建築基準法の一部改正に伴い、仮設建築物の許可に関し、災害による応急仮設建築物の存続期間の延長を認める規定が1項追加されましたので、条例の関係規定の整理を行うものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日を予定しております。

建築課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認につきまして、説明資料23ページの第16号議案から24ページの第17号議案までの2件でございます。

議案の説明につきましては、25ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号16号です。

本件は、道路上に生じていた穴ぼこに右側の車輪が落下し、車体と車輪との接続部等を損傷したものです。

運転者には前方不注意の過失は認められるものの、当時の天候は雨であり、穴ぼこを認識するのが難しいほどの水たまりが生じていたこと、また、トラックに追従して進行しており、穴ぼこを発見しにくい状況であったことを考慮して、損害額の9割に当たる33万6,600円を賠償しております。

次に、議案番号17号です。

本件は、道路から歩道を通過して駐車場に進入する際、歩道上に設置されたグレーチングの蓋が跳ね上がり、オイルタンク等を損傷したものです。

事故の原因となったグレーチングには、一見して分かるような異常が認められず、運転者が事前に本件事故を予見することは不可能と考えられるため、損害額の全額76万2,036円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

27ページをお願いします。

報告第14号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、4月28日に行いました専決処分の報告でございます。

内容につきましては、28ページの概要で説明いたします。

令和4年1月31日、午前11時25分頃、阿蘇市一の宮町宮地地内で発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合20%で合意し、県の損害賠償額は2万2,800円となっております。

事故の状況は、阿蘇地域振興局職員が現場監督業務を終え、小国町から帰庁時、阿蘇神社前の道路を阿蘇地域振興局方面へ走行中、阿蘇神社の第1駐車場から一旦停止をせず、飛び出した車両の側面に追突したものでございます。

引き続き、29ページをお願いします。

令和3年度繰越計算書(総括表)でございます。

まず、1、繰越明許費でございますが、一般会計1件と特別会計等3件、合計で4件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は、10課の合計で683億5,322万円余、(2)港湾整備事業特

別会計の翌年度繰越額は3億9,370万円余、(3)臨海工業用地造成事業特別会計の翌年度繰越額は678万円余、(4)流域下水道事業会計の翌年度繰越額は3億40万円、4会計合わせました翌年度繰越額は690億5,410万円余でございます。

各課別の詳細につきましては、31ページから50ページにかけて記載しております。

個別の説明につきましては省略させていただきますが、繰越しの主な理由は、関係機関との協議に不測の日数を要したなど、計画に関する諸条件によるものが約77%、用地買収の交渉等に不測の日数を要したなど、用地の関係によるものが約10%となっております。

30ページにお戻りください。

2、事故繰越でございます。

一般会計1件と特別会計等1件、合計で2件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は、6課の合計で184億6,201万円余、(2)流域下水道事業会計の翌年度繰越額は7,607万円余、2つの会計を合わせました翌年度繰越額は185億3,809万円余でございます。

各課別の詳細につきましては、51ページから60ページにかけて記載しております。

個別の説明については省略させていただきますが、事故繰越の主な理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係機関との協議、調整等に不測の日数を要したものと、令和2年7月豪雨災害の労働需要の増加により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためとなっております。

ただいま御説明いたしました令和3年度の繰越明許費と事故繰越の繰越額の総額は875億円余となり、昨年度の約85%となっております。

これらの繰越事業につきましては、早期完了のために、全力を挙げて取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしてください。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 あんまり言おごつはなかばってん、一番最後の説明な、繰越し。29ページ。予算額のもう半分か、繰越額は。

○森山監理課長 はい。

○坂田孝志委員 不測の日数が77%と言ったかな。そぎゃんもあつたかい。俺は久しぶり来たばってんが、そぎゃんもなかつたろもね繰越しも。8割も何も——事故繰りはまあともかくとして、繰越明許はちっと多うなかるうかなて気がするがな。

○森山監理課長 監理課でございます。

今坂田議員のおっしゃるとおり、繰越額が非常に大きくなっております。例年は——熊本地震後と昨年の令和2年7月豪雨後は、やはり大きくなっているんですけども、平成30年あるいは令和元年あたりは600億程度でございました。一般会計でいいますと500億程度でございました。今回が700億近くということで、通常より200億ぐらい大きくなっております。

大きな原因は、まず国土強靱化の予算が、昨年、2月議会の補正で計上してございまして、その分がほとんど——国の補正分が150億ぐらいがこの繰越しの中に入っております。

ます。

それから、やはり豪雨災害分あたりが、前年からの未契約繰越しあたりを優先して発注しましたので、その部分がまた150億ぐらいありまして、そういった要素がありまして、通常時とは違うような大きな額となっているものでございます。

○坂田孝志委員 国からの予算が後からついたとは、それはもうどぎゃんもならんもんな。年明けてから来たらな。それにしても、なるべく、やっぱり年度内消化というか、それがあれですからですね。補正分は繰り越して、この4月、5月、6月の端境期をあれするようになりますけれども、度々災害も起きて大変でしょうけれども、できるだけ繰越しが少なく収まるように努力してもらいたい、こう思います。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

○井手順雄委員 今繰越しの繰越したいな。2年にわたって繰り越しているのが150億。

○森山監理課長 監理課でございます。
繰越しの繰越しが、30ページの事故繰越になります。一般会計でいいますと184億が事故繰越、繰越しの繰越しになります。

○井手順雄委員 そうした場合、国の財務局の考え方として、2年も繰り越しとつとにまだできぬとかいというような話はありませんですか。

○森山監理課長 私の耳には届いておりません。この事故繰りに関して、従来から財務局との承認の申請手続というものがあるんですけども、特に今回の事故繰越について、コロナによるものとか災害によるものは、非常

に簡素化をしていただきまして、もう財務局においても、やむを得ないといえますか、そういった認識でおられるのではないかと考えております。

○井手順雄委員 いや、それであればいいんですけれども、やはり2年も3年もまたがって繰り越すっていうのが異常な事態と。やっぱり単年度でやり上げていかなんよってっていうようなニュアンスがあったんですね、今まで。

やっぱりそういうことが続くなれば、発注の意義というのを考えていかなくちやいかぬような格好になるんで、よかならば、なるだけ早く、その2年間またがった繰越分の工事については早く仕上げるところも必要じゃなかろうかと思しますので、そこ辺は十分配慮して発注していただきますようお願いしときます。これは要望で結構です。

○楠本千秋委員長 以上ですか。

○田代国広委員 今の井手委員がおっしゃったように、そのとおりですけれども、いつも決算委員会時になりますと、必ずこの繰越問題が出てきます。あまりにやっぱり額が大きいということですね。

したがって、補正予算で、9月なり以降の補正予算で措置したものについては、ある程度繰越しやむを得ないというのが一般的に言われるわけですし、会計は単年度会計ですから、当初予算に措置したものについては、できるだけ単年度で処置するように、これが大体ベストといえますかね。ただ、以前、そういった部分をあまりにも遵守するがゆえに、年度末に非常に公共事業が集中しまして、一つ問題になった経緯もございまして、現在では、多少繰り越しても、事業の平準化という視点から考えて理解されるようになったんですけれども、基本的には、やはり単年度主義

ですから、できるだけ当初予算については単年度で処置できるように努力をしてもらいたいと思います。

と同時に、今回の600何十億ですか、繰越費の中に占める当初予算と補正予算の割合というのは大体分かりますか。

○森山監理課長 29ページの繰越明許費の分でございますけれども、全体で690億ということで、ちょっと最後の補正予算分だけをつかんでおりまして……。

○田代国広委員 分からぬなら後でいいですよ。

○森山監理課長 未契約繰越分の内訳は分かっているんですけども、補正分が150億ありましたので、690億のうち補正分が150億、パーセントはすぐ出せませんが、あとは通常分ということになります。

ちょっとまた後で計算して……。

○楠本千秋委員長 じゃあ、後で報告お願いします。

田代委員、まだありますか。

○田代国広委員 何ページだったですかね。青井地区の区画整理事業、人吉の区画整理事業ですね。これは本年度からですかね、事業がスタートしたのは。

○山内都市計画課長 青井地区の区画整理につきましては、5ページで今上程しておるところでございます。

一応、人吉市の区画整理事業につきましては、昨年度時点では、まだ都市計画決定がされてなかったというところで、知事が表明した後に、県と市と協定を結んだということでございます。ですので、無事に都市計画決定がされたということで、今年度改めまして県

のほうに現予算として上程をさせていただいております。

以上です。

○田代国広委員 この事業は、恐らく数年にわたってかかるとは思うんですけども、最終的な事業年度と申しますか、あるいは最終的な総事業費等については大体把握できていますか。

○山内都市計画課長 御質問は、事業の費用とか期間であったと思っております。

今区画整理事業につきましては、区域のほうの設定はいたしました、まだ公共施設であります公園の施設であったり、区画道路の設置であったり、その規模とか配置計画がまだ決まっておりません。今後、住民の意見を聴きながらそれらを決めていくことになるとは思いますが、今年度事業認可というのを目標にしておりますので、その際までには決めていきたいと考えております。

以上です。

○田代国広委員 これは地元負担ちゅうのは全くないんですか。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

土地区画整理事業に係る人吉市の負担についてでございますが、一応協定を結んでおまして、今現在、国費等を除きまして、地方負担分の10分の1、10%を考えております。

○楠本千秋委員長 田代委員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 ほかになければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました

議案第1号、第11号から13号まで、第16号及び17号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

報告事項1、災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について説明いたします。

1ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは県事業です。

土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和4年4月末の契約額

は303億円で、61%の進捗となっております。本年度中に、残りの約4割を発注したいと考えております。

なお、下段は、参考まで、市町村事業の状況となっております。

2ページをお願いします。

2、県工事の不調、不落の状況です。

上段①は、熊本地震後の年度別の状況です。

折れ線グラフが不調、不落の発生率となっております。

熊本地震翌年度の平成29年度をピークに下降していましたが、令和3年度は、14.6%と上昇しております。令和4年度は、4月末で12.1%となっております。

下段②は、月別の状況です。

折れ線グラフが不調、不落の発生率です。

昨年8月以降高い数値で推移していましたが、本年3月は7.7%、4月は12.1%と下降しております。

3ページをお願いします。

③令和3年度の発注機関別の状況です。

中ほどの表をお願いします。

赤枠で囲っております阿蘇、八代、芦北、球磨地域におきまして、災害復旧事業が集中しており、不調、不落の発生率が高くなっております。

なお、阿蘇地域におきましては、昨年中に災害復旧事業の発注がおおむね終了し、本年1月以降は目立った不調、不落は発生しておりません。

下段は、参考まで、災害復旧事業の契約状況です。

1ページで御説明いたしました災害復旧事業の契約状況につきまして、発注機関別に棒グラフでお示ししております。黄色で示しております未契約の約4割につきましては、そのほとんどが八代、芦北、球磨の県内の3地域となっております。

4ページをお願いします。

3、令和4年度の工事発注見込み等についてです。

①は、県予算の投資的経費の状況です。

令和4年度は、青色部分の当初予算1,201億円とオレンジ色部分の前年度からの未契約繰越予算587億円を合わせて、1,788億円となっております。前年度と比較すれば減少しておりますが、例年の執行額を上回る予算額となっております。

②は、①のうち、令和2年豪雨災害関連事業の状況です。

令和4年度は471億円と前年度と比較すれば減少しておりますが、被災地の一日も早い復旧、復興のために、早期発注が必要と考えております。

③は、九州地方整備局の令和2年豪雨災害関連事業（県南地域）の状況です。

令和3年度補正予算で239億円が予算化されております。今年度は、これまでの応急復旧から本格的な復旧工事に着手されるという予定でございまして、前年度と比較し、55億円の増となっております。

5ページをお願いします。

4、建設企業の現状です。

①は、1者当たりの公共工事の手持ち状況です。

本年5月1日現在の国、県、市町村の公共工事の元請工事の件数につきまして整理しております。

A1等級企業で、県全体平均では5.9件と、令和2年豪雨前の6.2件と同程度となっておりますが、八代、芦北、球磨地域では、5.5件から10.2件と、それぞれ豪雨前よりも高くなっております。

また、県南3地域のA2等級企業におきましては、芦北と球磨地域で豪雨前よりも高くなっております。

なお、B等級企業につきましては、豪雨前よりも低くなっており、下請等に対応しているものと考えられます。

②は、建設業協会の県内の各支部と意見交換をしまして、その際の県南地域の災害関連工事に関する主な発言でございます。県南地域への参入よりも地元工事を優先したいといった意見や、B等級企業には元請として受注する余力があるといった意見がございました。

6ページをお願いします。

5、令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し（第5弾）についてでございます。

枠囲みの中をお願いします。

第5弾では、災害関連等工事、土木一式工事B等級の発注標準の引上げに取り組むこととしております。

さきに御説明しましたとおり、県南地域では、昨年度に引き続き、多くの工事発注が見込まれます。A1等級工事につきまして、復興JVによるA2等級企業の参入も期待されており、これに伴って、A2等級工事の不調、不落が懸念されております。このため、A2等級工事の小規模なものにつきまして、B等級企業に担ってもらうことで、不調、不落の防止を図りたいと考えております。

発注標準の引上げは、対象工事は、令和2年発生の災害関連等工事、土木一式工事でございます。対象地域は、県南広域本部、芦北地域振興局、球磨地域振興局管内。施行期間は、令和4年7月1日から令和5年3月31日まで。引上げ内容は、まず、A2等級の発注下限1,500万円以上を3,000万円以上に、B等級の発注上限1,500万円未満を3,000万円未満にするものです。

今後の発注見込み件数やこれまでのA2等級工事の不調、不落の状況、あるいはA2、A2復興JVの上限額の見直しなど、総合的に勘案して制度設計を行っております。

今後も、広域本部や地域振興局とともに、地域の建設企業の状況や不調、不落の状況を注視し、現状に即した適切な不調、不落対策

に取り組んでいきたいと考えております。一日も早い被災地の復旧、復興に取り組んでまいります。

監理課からは説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項2、人吉市青井地区における区画整理事業につきまして御報告いたします。

初めに、1、事業概要といたしまして、事業主体は熊本県でございます。施工面積は約5.2ヘクタールで、総事業費は未定でございます。総事業費や施工期間などにつきましては、年度内に国土交通大臣に事業認可を受け決定する予定でございます。

次に、2、これまでの主な経緯でございます。

昨年7月21日に、特に被害が大きかった箇所を被災市街地復興推進地域として、人吉市が都市計画決定いたしました。今年2月22日に、人吉市及び人吉市議会から県による施行の要望を受けました。3月2日、知事が県の事業主体による施行を表明するとともに、3月27日には、県と市で施行に関する協定締結を行っております。

下の平面図を御覧ください。

赤の実線で囲んでいる範囲が被災市街地復興推進地域で、ピンクで網かけした範囲が土地区画整理事業の施行区域となっております。土地区画整理区域内の避難路や公園などの公共施設は、事業認可までに規模や配置を決めてまいります。

3、本年度のスケジュールといたしまして、7月頃から用地の先行買収の契約手続に着手し、本年度中に事業認可を受ける予定でございます。

都市計画課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

報告事項3の資料をお願いいたします。

本報告につきましては、建設常任委員会のほか、総務常任委員会の報告事項となります。

球磨川水系に係る治水対策及び五木村復興等についてですが、2月の常任委員会時において報告しましたその以降の状況について御報告いたします。

まず、1つ目の球磨川水系河川整備計画につきましては、上段の箱囲みの1つ目の丸に記載していますとおり、令和2年7月豪雨以降、流域で開催した説明会や日々の行政を進める中で、住民の皆様からいただいた御意見と学識者からいただいた御意見を国と共有した上で原案を作成し、4月4日に公表しております。

2つ目の丸ですが、この原案に対し、改めて関係住民の皆様への御意見を伺うため、パブリックコメントを実施し、延べ455件の御意見をいただくとともに、これに加えて、球磨川流域の10会場で公聴会を行い、33名の公述人の方から貴重な御意見をいただきました。

3つ目の丸ですが、現在、いただきました多岐にわたる御意見を一つ一つ詳細に確認しており、今後、学識経験者の御意見を伺った上で、河川整備計画案を作成いたします。その後、さらに関係首長の御意見を伺った上で、河川整備計画を策定する予定でございます。

中段に河川整備計画策定までの流れを示しております。太い線で囲った部分が既に実施したもの、細い線がこれから実施するものを示しております。

これまでに、太枠の河川整備計画原案を作成、公表し、関係住民の皆様から御意見を伺うところまでを完了しております。今後、学識経験者から御意見を伺い、河川整備計画案を作成、公表いたします。その後、関係地方公共団体の長から御意見を伺い、河川整備計

画を策定してまいります。

続きまして、2番目の流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告いたします。

3月25日に、国から環境影響評価法の配慮書に相当する環境配慮レポートが公表され、4月21日には、県が設置する流水型ダムに係る環境影響評価審査会が開催されました。今後、審査会や関係市町村長の意見を踏まえ、環境配慮レポートに対する知事意見を6月22日までに提出する予定でございます。

次に、球磨川流域治水協議会について御報告いたします。

この協議会は、令和2年7月の球磨川豪雨災害を二度と生じさせないとの考えの下、流域における関係者が協働して、流域治水の計画的な推進のための情報共有、検討などを行うことを目的として、令和2年10月に設置されたものでございます。

明日、6月17日に第6回目の協議会を開催し、流域治水プロジェクトの進捗状況について情報共有を行う予定となっております。

次に、次ページ、4番目の五木村の振興について御報告いたします。

上段箱囲みの1つ目の丸に記載しますとおり、6月5日に、知事が五木村を訪問し、村民の皆様に対し、流水型ダムを含む緑の流域治水の推進を決断した経緯と五木村の振興にかける決意をお伝えするとともに、県から流水型ダムを前提とした新たな五木村の振興計画の方向性を説明いたしました。

報告資料の別紙、カラーの資料を御覧ください。

こちらが説明会で県からお示しました振興計画の方向性でございます。

赤、青、緑、黄色の楕円で示しました新たな五木村振興計画の4つの方向性に基づく取組を有機的に連携させながら、真ん中の楕円の流水型ダムへの転換に伴う対応にも取り組むことで、一番上の、「誰もが安全・安心で住み続けられ、若者が集まる“ひかり輝く持

続可能な五木村”の実現」を目指すというイメージを表しております。

説明会では、この資料に加え、具体的な事業や他の自治体での取組事例を御紹介する形で御説明させていただきました。

報告資料にお戻りください。

箱囲み下の(1)説明会の概要を御覧ください。

午前、午後の2会場で開催し、合計124名の皆様に御参加いただきました。

その下に、村民の皆様からいただいた主な御意見を記載しております。

流水型ダムや五木村内の治水対策に対する御意見、今後の村の振興に向けた御意見、御要望など、様々な御意見、御提案をいただきました。

次に、2番の今後のスケジュールでございますが、今後も村民の皆様のお意見を丁寧にお聴きしながら、秋頃を目指して、新たな五木村の振興計画を策定できるように取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

報告事項の4を報告させていただきます。

水俣湾環境対策基本方針に基づき、毎年度、水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検、調査を実施しております。翌年度、その結果を建設常任委員会等で報告しております。

資料の1、水俣湾の水質等の水銀調査結果について御報告いたします。

(2)のとおり、水質、底質、地下水及び魚介類の4項目について、水銀含有量等の調査を実施しております。

調査結果は、(3)のとおりでございますが、基準値を超えるものはございませんでした。本年度も引き続き調査を実施してまいります。

次に、裏面をお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

(2)のとおり、水質調査、地盤調査、構造物の変状調査について、点検、調査を実施しております。

点検、調査結果は、(3)のとおりでございます。

総水銀は検出されず、水銀を含む土砂の流出につながるような異常な沈下、陥没、構造物の変状は確認されておりません。こちらにつきましても、本年度も引き続き、点検、調査を実施してまいる予定です。

以上でございます。

○上野建築課長 建築課でございます。

報告事項5、都市計画法改正に伴う集落内開発制度の運用について御説明いたします。

まず、集落内開発制度について御説明いたします。

熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町で構成する熊本都市計画区域については、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域を設定し、開発規制を行っております。

しかし、市街化調整区域であっても、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している一定の集落については、コミュニティーの維持のために集落内開発制度が設けられており、戸建て住宅や日用品販売店舗等の開発許可が認められています。

開発許可は、熊本都市計画区域においては、熊本市域は熊本市が、それ以外の1市3町の区域では県が行っておりまして、県が開発許可を行う1市3町の集落内開発区域は、各市町の申出に基づきまして知事が区域を指定しております。

次に、法改正の目的でございます。

令和2年6月に都市計画法が改正されましたが、これは、近年の頻発、激甚化する自然

災害への対応を目的としており、その内容は、災害ハザードエリアにおける開発の抑制となっております。

具体的には、開発を抑制する区域が明確化されまして、従来から開発許可を行わないこととされていた災害レッドゾーンなどに加えまして、洪水等の発生時に、生命または身体に著しい危害を生ずるおそれがある一定の浸水想定区域を集落内開発区域から除外するというものでございました。

県としては、この法改正が地域の社会経済活動に与える影響が大きいことを踏まえまして、法改正直後から、関係する市町と対応について慎重に検討を重ねてまいりました。このたび、集落内開発制度を用いて開発許可を行う場合の許可条件などの取扱いが整理できましたので、本日の委員会で御説明させていただくものです。

左側中段の災害ハザードエリアにおける開発抑制の対応について御説明いたします。

まず、一定の浸水想定区域は、国からの技術的助言を踏まえまして、想定最大規模降雨による浸水想定区域で想定浸水深が3メートル以上の区域といたしました。

このエリアのイメージは、右側の図1、災害リスクの高いエリアのイメージの赤い部分となります。そして、一定の条件を満たせば、区域から除外まではしなくてよいという国の技術的助言を踏まえまして、区域除外によって開発許可を一律に認めないこととするのではなく、四角囲みにありますとおり、安全上及び避難上の対策を許可の条件とする、あるいは避難場所への確実な避難が可能であるかどうかなどを確認させていただくことを条件といたしまして、開発許可を行っていくこととしたいと考えております。

1の安全上及び避難上の対策については、右側の図2、安全上及び避難上の対策の①や②で例示しておりますとおり、高床化やかさ上げなどにより、床面の高さが想定浸水深以

上となる居室を設ける場合を想定しております。

また、③のように、ロフトなどを活用しつつ、いざというときに、比較的容易に垂直避難できる開口部を設置した場合も対策として有効であると考えております。

2の避難場所への確実な避難ですが、これは、関係市町に防災計画等を踏まえて指定していただくことを考えておまして、今後の防災計画の進展に伴い、市町との協議により検討していくこととしております。

右下の今後のスケジュールでございますが、7月からこの運用方針についてパブリックコメントを行い、県民の皆様から御意見を頂戴した後に許可条件等を決定いたしまして、10月には、新たな運用基準として公表したいと考えております。

その後、周知期間を約半年取りまして、令和5年4月1日から運用を開始したいと考えております。

最後に、熊本市におきましても、県と同様の許可基準、運用基準で進める予定と伺っておりまして、運用開始時期についても慎重に検討されていると伺っております。

建築課からは以上でございます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、委員からその他で何かありませんか。

○増永慎一郎委員 昨年も建設常任委員会にいましたけれども、主要地方道の矢部阿蘇公園線についてちょっとお伺いをしたいと思います。

途中経過をずっと聞いてたんですけども、最近、全然報告等も私宛てにもないんで、この場を借りてお話ししますけれども、何か今までの検討結果を踏まえた後で、主な自治体であります山都町とそれから南阿蘇村、ここには、現状では何か難しいっていう話をされたみたいなんですけれども、その根拠になる基の、検討された基の部分っていうのは何かあるんですか。

○森道路整備課長 矢部阿蘇公園線の件につきましては、3年にわたり検討をやりまして、その中でB/Cを含め検討をやってきた中で、昨年度末に、検討結果については、町村等も含めて内容の整理をさせていただいております。

両首長にも内容については御説明したところでございますが、今年度としましては、5月16日に関係町村、山都町、南阿蘇村と、県道路整備課、上益城地域振興局、阿蘇地域振興局の担当者間で勉強会を開催しまして、勉強会の中では、最短ルートでの道路事業の費用対効果分析結果や道路事業の3便益以外の便益に関する南阿蘇村、山都町への事業の聞き取り結果など、令和3年度時点での検討状況について、説明または認識の共有を図ったところでございます。

また、ルートに関する意見交換の中で、山都町から、既存の林道を一部活用したルート等の説明もありましたので、勉強会と併せて、5月24日には、山都町から御提案のあったルート等の現地調査も行っているところでございます。

○増永慎一郎委員 その検討をした資料ですよ。3年かけて1,500万で多分調査したと思うんですけども、何かちゃんと資料としてあるんですか。

○森道路整備課長 資料としましては、県で

直接調査したものもございますし、B/C等の取りまとめにつきましては、委託をしておりますので、その委託の成果という形で取りまとめているところでございます。その内容は町村と共有したところでございます。

○増永慎一郎委員 その取りまとめは終わってると。

○森道路整備課長 最短ルートの費用対効果分析結果等の便益に関することにつきましては、昨年度末で案としてはつくっているところでございます。

○増永慎一郎委員 今何か案としてつくってるって、その案を出されて——案としてつくってるんじゃないくて、できたから自治体には見せたんじゃないんですか。

○森道路整備課長 訂正いたします。

県として、その資料を両町村に説明しているところでございます。

○増永慎一郎委員 最短ルートっていうのは、県が考えた最短ルートじゃなくて、その自治体から要望があったルートじゃないんですか。

○森道路整備課長 具体的に県で最短ルート、ここっていうのは示したことがございませんけれども、想定としましては、地元の期成会等から提案されたルート等も当然検討の中に入れていたところでございます。

○増永慎一郎委員 あのですね、県道なんですよね。地元がこれがいいんじゃないかって言って、県が、ならこれでいきましょうっていう意味みたいな感じの検討じゃなくて、その自治体から提案されたものを、これはどうだろうかっていうふうな感じだったら、県の

やる気なんか全然感じられませんけれども、どう思われますか。

○森道路整備課長 期成会から要望あったルートについても当然検討しておりますが、県としましては、これは、実は3年もかけておりますので、それ以外のルート案等についても、当然検討の項目には入れているところでございます。

○増永慎一郎委員 3年じゃないんですよ、3年じゃ。もう何十年も期成会の人たちがいろんな形でやりましたし、私も、当選以来、14年のうちに7回か8回ぐらいこの質問を入れてます。いつもルートの検討とかなんか言うて、全然何かされる気あるのかなということで、ここ3年ぐらい予算がついて本格的に調査をやられるて、結果的に調査はやられて駄目だったって、その資料も、私もらってませんよ、最終的な資料も。

しかし、地元には、このルートは駄目ですって、B/Cも取れませんから駄目ですって。今さっき話聞いたら、その最短ルートは駄目だっていうことは5月16日に言うて、5月24日に自治体から提案のあった林道とか、そういった部分を何か確認しに行ったっていう形なんだから、結果的には、そういうことをすれば、今までの町あたりから聞いた最短ルートは駄目だから違うルートをまた検討しましょうという形に多分思っているんじゃないんですよ。そういうふうにはですね、それに県がちゃんと行って、そのルートを確認しながら、また検討していくというふうな形で。

でですね、もう何十年もこの状態が続いているんですよ。どっかできちんとやります、やりますならやります、やらないならやらないというふうな形で決着をつけないとなかなか難しいんですよ。

ただ、阿蘇山都道路っていう、中央自動車

道と中九州自動車道が完成したときに、去年出されましたよね、県のほうから。それについて、まずそういうふうな構想があるのであれば、途中まできちんとできている矢部阿蘇公園線をまずはダブルネットワーク、リダンダンシーの確保ということではどうかということで、私は何か県のほうも、さしよりのつないでおかなければいけないって、これは、特に主要地方道ですから、一般県道じゃないですから、そういうふうな認識を地元の方々には持たれてます。

何かこの前話を聞いたら、今年度も予算的にはそういうふうにつけてあるという話なんですけれども、まずは、その前の前段の調査結果なり何なりをやっぱりきちんとまとめてから、それを提示した上で、みんなが分かるように、これだから、このルートだったら駄目ですよということを言って、違うつなぎ方に精いっぱい向かっていきますということをちゃんとやってやらないと、何か今の答弁聞いてると、案はありますとかいう言葉が出てくる自体、なんかちゃんとやってるのかなという感じがしますけれども、どうなんですか。

○森道路整備課長 まさに検討結果は一応3年、昨年度末でまとめているものですから、そこをしっかりと説明をした上で、今その勉強会の中では、具体的なルート等も御提案もあっておりますので、そこも含めて、しっかりと地元町村と協議をしながら、なるべく早くお答えができるように進めていきたいと思えます。

○増永慎一郎委員 お答えができるようにじゃなくて、する気はあると。やる気があるんですか。

○森道路整備課長 矢部阿蘇公園線につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたよう

に、数十年もこの未開通路線についての地元の要望等もしっかり踏まえておまして、その中で最短ルートだったり、どうにかしてつなぐことができないかというところで今まで検討したところでございます。

先ほど言いましたように、最短ルートについてはなかなか厳しい状況ではございますので、何かしら地元としても、県としても、つなぐことができないかと。そういう視点のほうで、まず、これまでの結果をしっかりと整理した上で、どうにかしてつなぐことができないかという視点で今後進めていければと思っております。

○増永慎一郎委員 財政とのいろんな話も多分出てくるとは思うんですけども、もう時間が、もうずっと同じような状態なんです。検討します、検討してるところです、だから本当に検討をして、今度お金を1,500万も使ってるんですよ、きちんとしたその調査に使ったお金はどういうふうに使いましたと、こういう結果が出ましたというのは、やっぱりちゃんとお金を使ってるのであれば、きちんと提示をしながら、そしてこれは駄目だから違う案を考えましょうっていう形ですぐ動いて、そしてまた、それについて、もう時間がないですから、今までみたいに……。

何か私からすれば、だまされてるような感じなんです。ずっと引っ張って行って、地元の皆さん方もそういう言い方をされます。

だから、やっぱり結果が出たなら結果が出たのをきちんと開示しながら、そしてきちんと丁寧に説明をしていただいて、そしてこういう方向に進んでいきますというのをちゃんと分かるようにしないと。

6月29日に、また矢部阿蘇公園線の要望があるでしょう。期成会の総会があると思うんです。多分県から行かれると思うんですよね、案内があつて。上益城振興局土木部が行かれるのか、本庁から行かれるのかどうか分

かりませんけれども、そのとき、そういう話を聞かれたときにはどう答えますか。

だから、ちゃんとやっと思ってもらわないと、念願なんですよ、これは。それも何十年かの念願なんです。

ですから、わざわざ予算を、さっき言いましたけれども、1,500万もつけて、何も結果が出ずに、検討したら駄目だったって、その根拠はどこにあるんですかって言っても、すぐ見せられないじゃないですか。

だから、その3年間何しとったっていう話になりますんで、今回、そう言って、きちんと資料ができてるんならそれを提示しながら、そして次はこのようにいきたいと思いません、やる気があるならですよ、する気があるならですよ、県として。でも、今年また500万ぐらい調査費をつけてるっていう話ですから、多分一生懸命やってくれるんだろうと思いますんで、途中途中の経過、それから確認ができた時点の資料、こういった部分は、きちんとぜひ提示を行いながら、早急に一生懸命に取り組んでいただきたいと思いません。

以上です。

○楠本千秋委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○本田雄三委員 ちょっと冒頭の説明資料の25ページ、道路保全課さんにお尋ねです。

一般県道、北外輪山大津線っていうの、これはミルクロードのことだと思うんですけども、穴が空いていて、こういう事故が起こったということでもありますけれども、今対策等で、通行車両数といいますか、北側復旧ルートができる前の小国から大津に抜ける道路だと思いますけれども、通行車両というのは元の状態に戻っているかどうか、そのあたりは状況が分かりますでしょうか。

○緒方道路保全課長 お答えさせていただきます。

ミルクロードのまず交通量のほうから言いますと、かなり減っているということは振興局のほうから聞いております。現状に戻ったかどうかというのは、ちょっとはつきり聞いておりません。

それと、対策につきましては、このとき起こった穴ぼこに関しましては、令和2年7月でございます。そのときに穴ぼこが6月、7月、令和2年にあって、その後パトロールをしっかりとやるように言って、穴ぼこに関しましては、それ以降起こっておりません、今のところ。ただ、雨とかが続けば非常に起こりやすい状態ですので、今後も、引き続きしっかりとパトロールをやっていききたいというふうに考えております。

○本田雄三委員 ここは、一般の車両もですけども、ツーリングでよくバイクが通っているところでもありますので、やはりそういう穴ぼこかかっていうのはもうバイク等が通ったときには一触即発だろうと思しますので、点検のほうよろしくお願ひしたいと思いません。

以上です。

○楠本千秋委員長 よろしいですね。

○井手順雄委員 週休2日、設計の。質問しますけれども、今年度から、全発注工事について週休2日で行ううちゅうのをちょっとお聞きしたいんですけれども、実際どうなんでしょうか。

○伊東土木技術管理課長 議員御質問の週休2日制度につきまして、緊急を要する災害復旧ですとか、そういったすぐに取りかからなければいけない維持補修工事を除く全工事ということになっております。

○井手順雄委員 それはもう本当いいことであろうと思っております。国交省においては、もうほぼほぼ週休2日という形の中で今現在施行されております。

しかしながら、県のサイドになれば、やっぱり下請さんとか、そういう人たちにしわ寄せがいて、なかなか人材不足の中で、やっぱり土曜日、日曜日仕事せないかぬというようなことがあるので、なかなか厳しいというふうに思いますが、ぜひとも、やっぱり新しい、若い新人さんじゃないけれども、新入社員を入れるためには、ぜひとも週休2日という大事なことじゃろうというふうに思いますんで、ひとつとどンドン推進して行って定着させていただきたいなというふうに思います。

私の1つの提案なんですけど、技術点にこれは加点しますよという話までにはいかぬですかね。

○伊東土木技術管理課長 週休2日制度につきまして、工事成績評定の加点がございません。

○井手順雄委員 ぜひとも、そういったことを業界に周知していただいて、なるべくいち早く定着するように。

今年の夏も多分暑いと思います。やっぱりそういうときには是非とも活用していただくと。そして、工期がないときに、余裕工期でちょっと見てやるとか、そういう配慮をやって施工していただくように指導していただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○森山監理課長 先ほど、田代委員から御質問いただきました繰越しの状況について説明

させていただいてよろしいですか。

資料の29ページで繰越明許費が690億あるんですけども、このうち、当初予算分がどれだけかというものはちょっとデータを持ち合わせておりませんが、経済対策分、2月補正分が174億ということで25%、残りの75%の516億程度が、当初予算も含めた一般分といますか、通常分となっております。ほとんどが当初予算分だと思いますので、補正を引いても約7割程度が当初予算分ではないかと考えております。

ちなみに、その75%の515億円といますのは、平成30年あるいは令和元年と同じぐらいの規模になっております。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

（発言する者あり）

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。

午前11時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長